

総行住第 141 号
令和 6 年 12 月 25 日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

} 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

引越しの際の住民票の異動に係る周知啓発等について（依頼）

住民基本台帳の記録の正確性を確保する等の観点から、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）において、住民は、正確な住所変更の届出が義務付けられており（住民基本台帳法第 3 条第 3 項、第 22 条、第 24 条等）、また、正当な理由がなく当該届出をしない者は、5 万円以下の過料に処することとされていることから（住民基本台帳法第 52 条第 2 項）、住所を異動する者に対しては、引越しの際に正確な住所変更の届出を促す必要があります。

例年、3 月から 4 月にかけて引越しに伴う届出が増加するところ、国民の皆様の利便性の向上及び市区町村の事務負担軽減の観点からも、各市区町村におかれては、下記について実施いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に対し、周知していただくようお願いいたします。

記

1 正確な住所変更の届出に関する周知啓発について

各市区町村におかれては、別添 1 の資料を活用し、就職・転勤・入学等に伴い住所の異動がある者に対し、正確な住所変更の届出を促すなど、届出制度の周知啓発に取り組んでください。

特に、学生・生徒については、卒業後、地元を離れて進学や就職等をする者も多いことから、引越し前後に正確な住所変更の届出を行っていただく必要があります。別添 2 のとおり当省自治行政局選挙部管理課から各都道府県選挙管理委員会に対し、また、別添 3 のとおり当省自治行政局選挙部から文部科学省を通じて同省所管の教育機関に対し、住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発等の協力依頼が行われましたので、その内容を承知の上、同協力依頼に添付されている周知用資料等を活用し、正確な住所変更の届出に関する周知啓発に取り組むようお願いいたします。

2 マイナンバーカードの交付を受けた者に係る転入手続について

(1) オンラインによる転出届・来庁予定の連絡の利用促進について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正により、マイナンバーカードの交付を受けている者等については、オンラインによる転出届が可能となり、令和5年2月6日から施行されております。

住民の利便性向上、繁忙期における窓口の混雑緩和といった効果が見込まれることから、別添1の資料を活用し、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・来庁予定の連絡の利用を促すなど、周知啓発に取り組んでください。

その他、周知啓発対応の参考として、令和6年12月20日付けデジタル庁国民向けサービスグループ事務連絡「引越し手続オンラインサービス」に関する広報対応について（依頼）」（別添4）についても御参照ください。

(2) マイナンバーカードの交付を受けた者等に係る転出証明書情報の通知について

住民基本台帳法の規定により、マイナンバーカードの交付を受けている者等が転出地市区町村に転出届をした場合において、転出地市区町村から転入予定地市区町村に転出証明書情報を事前に通知しなければならないとされております。

転入予定地市区町村における転出証明書の転記誤り防止や、事務効率化に資することからも、マイナンバーカードの交付を受けている者等がオンラインによる転出届を行わず、転出地市区町村の窓口で転出届をした場合であっても、転出地市区町村から転入予定地市区町村に転出証明書情報を事前に通知する対応とするようお願いします。